

令和2年度

枚方市学校規模等適正化実施プラン

高陵小学校と中宮北小学校

令和3年3月

枚方市教育委員会

目 次

1	学校規模等適正化実施の基本的な考え方	．．．．．	P 1
2	学校規模等の適正化に関する課題	．．．．．	P 3
3	学校統合に取り組む学校	．．．．．	P 4

《課題：小規模校の解消》

高陵小学校と中宮北小学校

(1) 経過

(2) 実施方策

(3) 統合校の目指す学校像（骨子）

(4) 中宮北小学校の跡地活用

(5) 実施時期

資料 1	学校統合区域	．．．．．	P 7
資料 2	現在と統合後の学校規模	．．．．．	P 8
資料 3	小中学校の接続関係	．．．．．	P 9

1. 学校規模等適正化実施の基本的な考え方

本市教育委員会では、子どもの健やかな成長と学校教育の充実を第一義に、平成 20 年 6 月に市立小中学校の学校規模と通学区域の適正化にあたっての基本的な考え方や方策等について「枚方市学校規模等適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。この中では過密校の解消を図るとともに、同じ小学校に通う児童が分かれることなく 1 つの中学校に進学する通学区域への改善を優先課題として取り組んできた。

しかし、学校規模については、少子化の進行により児童生徒数が減少し、小規模校が増加しており、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により教育環境や学校運営への支障が懸念されることから、その解消を図るため、平成 26 年 7 月「枚方市学校規模等適正化審議会（第四次）」（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 28 年 3 月に答申を受けた。

この答申を踏まえ、学校規模等の適正化をさらに推進するため、「基本方針」を見直すこととし、平成 29 年 6 月に改定版となる「基本方針」（以下「改定基本方針」という。）を策定した。

適正化の実施にあたっては、この「改定基本方針」（＜参考 1＞次頁 P2 を参照）に基づき、適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた「枚方市学校規模等適正化実施プラン」（以下「実施プラン」という。）をまとめ、取り組むものとする。

「実施プラン」は、「改定基本方針」に基づく適正化に関する課題全体の中から、毎年 5 月 1 日の学校基本調査における児童生徒数や市内在住の幼児数による将来推計、学校規模、住宅開発の動向などを注視するとともに、本市の学級編制基準（＜参考 2＞次頁 P2 を参照）や当該校及び関係校の保護者・地域の方々の意見も踏まえる中で、適正化に取り組む学校について、その実施方策及び実施時期等を示す計画である。

＜参考 1＞ 「改定基本方針」における学校規模の考え方

(1) 学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を 18 学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

(注)・学級数は支援学級を除く。

- ・小規模校：学級数が、小学校では 11 学級以下の学校、中学校では 8 学級以下の学校。
- ・大規模校：学級数が小・中学校とも 25 学級以上の学校。
- ・過密校：普通教室が、通常の学級と支援学級に全て使用されているか、または今後不足すると予測される学校。

〈基本的な方策〉

- ・小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。
- ・大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。
- ・過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。

(2) 通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」を通学区域の基本とする。「一小一中」においては、1つの中学校区が1つの小学校区で構成される通学区域（以下「一中一小」という。）を設定することができるものとする。不自然な通学区域の様態については、解消を図る。

(注)・「一小一中」…小学校単位で中学校の通学区域を構成すること。同じ小学校に通う児童と一緒に1つの中学校に進学できる通学区域のこと。

- ・「一中一小」…1つの中学校区が1つの小学校区だけで構成される通学区域のこと。

〈基本的な方策〉

- ・「一小一中」の接続関係への改善は、通学区域の変更を行う。
- ・不自然な通学区域の様態については、通学区域の変更を行う。

＜参考 2＞ 令和 2 年度の本市の学級編制基準

小学校第 1 ～ 第 4 学年は 35 人学級、第 5、6 学年は 40 人学級

中学校第 1 ～ 第 3 学年は 40 人学級

2. 学校規模等の適正化に関する課題

義務教育段階である小中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的であるため、学校では単に教科等の知識等を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要であり、小規模校については、学校規模等の適正化によって教育環境の改善を図る必要がある。

小規模校は、今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、子どもたちの良好な学習環境を確保し、学校運営に支障をきたすことのないよう、小規模校の解消を最優先課題と位置づけ取り組む必要がある。

このことから、前章における学校規模等適正化実施の基本的な考え方にに基づき、児童生徒数の将来推計や学校規模、保護者・地域の方々の意見、ならびに通学の安全面や効率的、効果的な財源活用の観点など総合的に検討した結果、実施方策及び実施時期等を次章のとおりとするものである。

3. 学校統合に取り組む学校

《課題：小規模校の解消》

高陵小学校と中宮北小学校

(1) 経過

平成26年	7月	「将来における適正な配置等のあり方について」枚方市教育委員会が審議会に諮問
平成28年	3月	審議会(第四次)答申 「高陵小学校と中宮北小学校を統合し、高陵小学校敷地に統合校を設置する」
	6月	中宮北校区において答申の説明会実施
	7月	高陵校区において答申の説明会実施
	9月	中宮北小学校統廃合問題検討委員会(以下「中北検討委員会」という)との協議を実施
平成29年	1月	中北検討委員会の勉強会に参加
	3月	改定基本方針(素案)のパブリックコメントを実施
	6月	改定基本方針の策定 「高陵小学校と中宮北小学校を学校統合する」
	7月	中北検討委員会と保護者、地域の皆様へ改定基本方針の内容説明
	11月	高陵小学校の保護者の皆様に学校統合に関する説明会を実施
	12月	中北検討委員会と意見交換会を実施
平成30年	2月	中宮北小学校の保護者の皆様に学校統合に関する説明会を実施
	3月～	会議録や説明会の開催方法など、地域の代表者の方々と協議を重ねる
平成31年 令和元年	2月 ～7月	高陵小学校法面調査
	12月	高陵、中宮北校区合同説明会(高陵小学校法面調査の結果について)
	8月～ 翌年1月	高陵小学校校舎耐力度調査
	12月～	地域代表者の方々と実施プラン策定に向けて協議
令和2年	11月 ～12月	中宮北小学校の保護者の皆様に学校統合に関する説明会を実施
令和3年	3月	教育委員会定例会実施プラン策定

(2) 実施方策

高陵小学校と中宮北小学校を統合し、高陵小学校敷地に統合校を設置する。高陵小学校の校舎の耐力度調査結果を踏まえ、校舎等を建替えし、より魅力的な学校にする。なお、建替えの間、高陵小学校児童を一旦、中宮北小学校で受け入れ、その時点を学校統合とする。(資料1、2、3参照)

高陵小学校と中宮北小学校ともに、現在小規模校であり、将来推計においても児童数の増加により適正規模の範囲になる見込みがない。これまで両校の小規模校化の改善については、審議会の答申において「通学距離や通学様態、校区範囲と学校の位置関係、中学校区との関係等から、高陵小学校と中宮北小学校との統合案が最善の方策である。統合校の位置については、学校の位置や保有教室数、学校の沿革等から高陵小学校敷地が望ましい」とした方策が提言されている。

両校の学校統合においては、

- 高陵小学校敷地は校区の中心により近く、正門、通用門付近において車両交通が少ないこと
- 高陵小学校の校舎の耐力度調査の結果、国庫補助金の交付等を含め、長寿命化改修のみならず建替えによる整備手法を選択できること
- 中宮北小学校敷地は、歩道が整備され、かつ幅員6mの市道に面しており、交通条件が整っていることから、跡地活用として多彩な用途が検討できること

などの理由から、統合校は高陵小学校敷地に置くこととし、将来を見据えた教育に適応した学校づくりや、長期の耐用年数を確保できる建て替えを行う方針とする。

なお、高陵小学校敷地の法面は、調査の結果、安定しているとの評価を得ている。

今後、学校統合の早期実現に向け、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進める。また、保護者及び、地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「新しい学校づくり協議会」を設置し、統合に関する諸課題について協議、検討を行う。

(3) 統合校の目指す学校像（骨子）

○教育環境

- 地域の特色を生かし、近隣大学と連携を図り、より英語教育に力を入れた教育環境づくり
- ICTを活用した教育環境づくり
- ユニバーサルデザインを重視した施設づくり
- 環境に配慮した施設づくり

○安全、防犯、防災

- 安全に配慮した学校づくり
- 地域の防災拠点としての役割を担うことができるよう、災害時の対応に配慮した施設づくり

○地域連携

- 地域とつながる学校づくり

※新設統合校へ移転するまでの期間（4年以内）においても、より英語教育に力を入れた教育環境づくりや、環境の変化による、児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の適切な人事配置に努める。

(4) 中宮北小学校の跡地活用

地域の活動場所や、避難場所、通学路等の確保を含め、今後、両校の地域・保護者等の意見を聞きながら公的な施設を検討していく。

※跡地整備のための財源確保が必要になった場合や不要地が出た場合は、一部売却の可能性はある。

(5) 実施時期

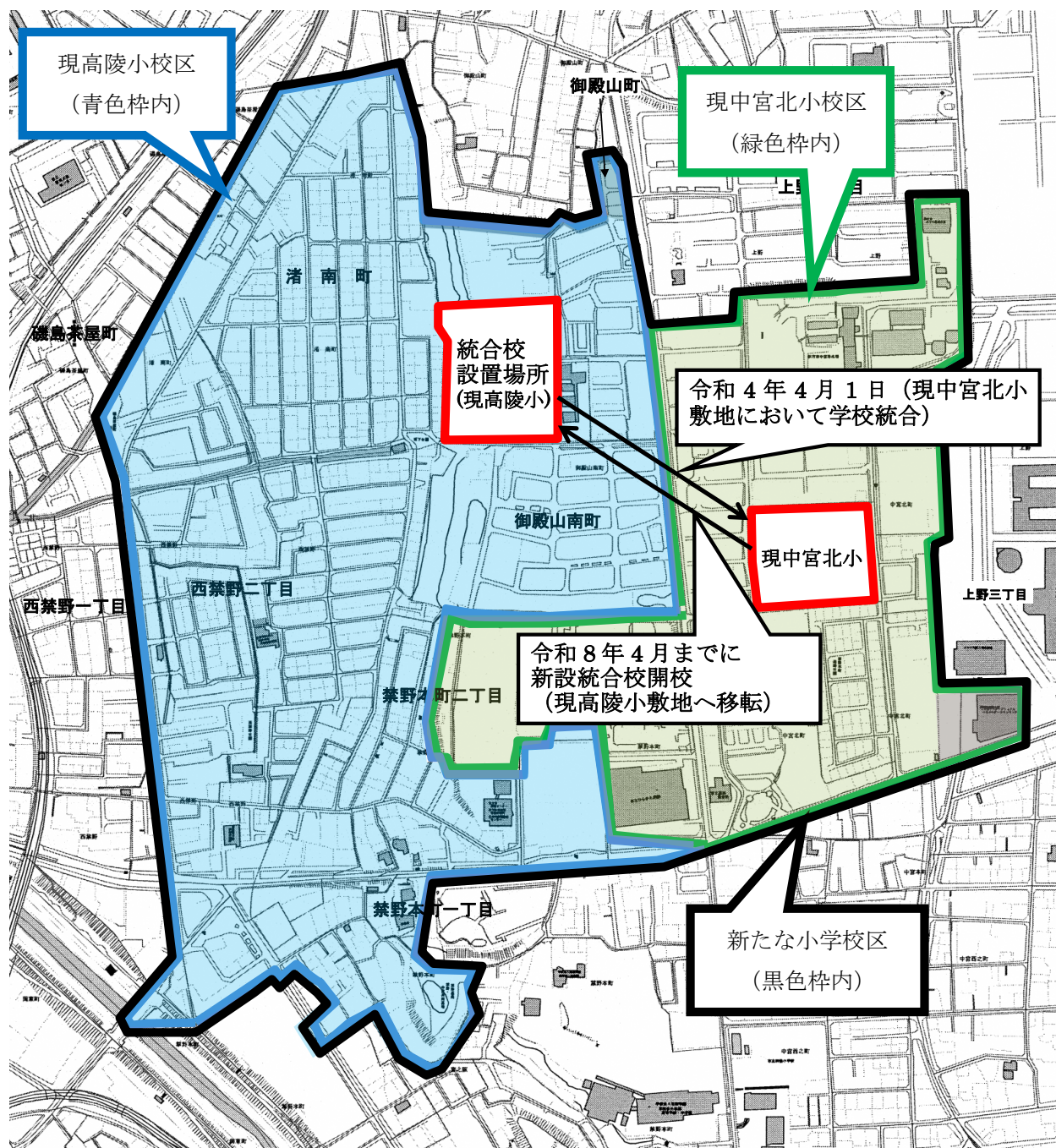
新しい学校づくり協議会設置：令和3年4月

統合校開校日：令和4年4月1日（現中宮北小敷地において）

現高陵小建替え期間：令和4年4月1日以降～4年以内

新設統合校への移転日：令和8年4月までに移転を予定

学校統合区域



<備考> 通学区域

高陵小学校及び中宮北小学校の統合の対象となる通学区域は次のとおりである。

- ・統合の対象となる高陵小学校区

禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目（11番、12番、13番5号から11号まで及び14号並びに16番を除く。）、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目

- ・統合の対象となる中宮北小学校区

上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町2丁目（11番、12番、13番5号から11号まで及び14号並びに16番に限る。）、中宮北町

現在と統合後の学校規模

<令和2年度5月1日現在の高陵小学校の学校規模>

児童数	188 人					
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
学年別児童数	38 人	38 人	32 人	23 人	31 人	26 人
学級数	2 学級	2 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級
学級数の合計（支援学級）	8 学級（3 学級）					

<令和2年度5月1日現在の中宮北小学校の学校規模>

児童数	207 人					
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
学年別児童数	27 人	25 人	40 人	25 人	38 人	52 人
学級数	1 学級	1 学級	2 学級	1 学級	1 学級	2 学級
学級数の合計（支援学級）	8 学級（5 学級）					

<学校統合後の学校規模>

	令和4年度（推計）					
児童数（※1）	391 人					
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
学年別児童数	72 人	71 人	65 人	63 人	72 人	48 人
学級数（※2）	3 学級	3 学級	2 学級	2 学級	2 学級	2 学級
1 学級あたりの児童数 （上から1組、2組、3組）	24 人 24 人 24 人	24 人 24 人 23 人	33 人 32 人	32 人 31 人	36 人 36 人	24 人 24 人
学級数の合計（支援学級） （※3）	14 学級（7 学級）					

※1・・・枚方市では支援学級に在籍する児童数も含め、学級数を算出

※2・・・第1学年～第4学年は35人学級　第5、6学年は40人学級

（今後、「公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律」の改正により学年35人学級になった場合も視野に入れ、施設整備等を進める）

※3・・・支援学級は令和2年度実績で算出

小中学校の接続関係（令和4年4月以降）

・（ ）内は、中学校を構成する小学校数。

